

行政困りごとありませんか？
～春の行政相談週間～

5月22日(月)から28日(日)までの1週間は、「春の行政相談週間」です。

行政相談は、役所(国、県、市町村)や特殊法人等(日本道路公団、NTT、郵便局など)の仕事に関して困っていることや納得がいかないこと、要望したいことについて相談に応じ、その解決や実現の促進を図るものです。

行政相談委員は、自宅などでも相談に応じていますが、当町ではこの期間に関わらず、次のとおり行政相談所を開催しております。

相談は無料で、秘密は堅く守られます。気軽にご相談ください。

◎定例相談日

◇日時 第1、第3木曜日
午前10時～午後3時

◇場所 志津川保健センター
電話46-5113

※生活相談、人権相談と合同で相談所を開設しています。

※相談日が変更になる場合があります。

総務大臣から委嘱を受け、南三陸町を担当する行政相談委員は、小坂曾代子さんと高橋才二郎さんです。



行政相談委員
小坂曾代子さん
(☎大森)



行政相談委員
高橋才二郎さん
(☎番所)

公の施設の指定管理者を募集します

町では、町が設置する公の施設の一部について、9月1日から指定管理者制度を導入します。

今回、2つの施設について指定管理者を公募しますのでお知らせします。

◇募集要項 各担当課で配布します。町ホームページからのダウンロードもできます。

◇申請期間 5月1日(月)から5月22日(月)まで

◇申込方法 募集要項に沿って各担当課まで申請してください。

◇応募資格 指定期間中、施設の管理を円滑かつ安定して運営できる法人その他の団体等(個人は応募

できません)。

◇審査、選定及び指定管理者指定の手続

応募のあった団体については、あらかじめ募集要項に示す審査基準に基づき、南三陸町公の施設の指定管理者審査委員会が審査・選考を行い、候補者を選定します。

指定管理者の候補者として選定された団体は、町が議会の指定議決を経て指定管理者に指定します。

指定管理者として指定された団体は、条例の規定により、町との間で公の施設の管理業務に関する協定を締結することになります。

◇現地説明会 実施については、各担当課までお問い合わせください。

公の施設の指定管理者制度とは？

公の施設とは、普通地方公共団体が、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設ける施設をいいます。

指定管理者制度とは、平成15年6月の地方自治法の改正により、公の施設の管理・運営をNPO法人や民間事業者などに行わせることができるようになったものです。各施設の管理・運営が広く民間に開かれたことにより、施設管理の効率化や多様なサービスの提供が期待されています。

◇公募対象施設

対象施設の名称	神割崎キャンプ場・神割観光プラザ	水産振興センター
対象施設の所在地	南三陸町戸倉字寺浜地内	南三陸町歌津字管の浜194番地
施設内容	・一般キャンプ場 ・オートキャンプ場 ・神割観光プラザ	・水産振興センター ・魚竜館
業務内容(主なもの)	(1)キャンプ場・観光プラザの利用許可に関する業務 (2)キャンプ場・観光プラザの施設及び設備の維持管理に関する業務	(1)水産振興センターの施設及び設備の維持管理に関する業務 (2)施設内展示物観覧券の発行及び観覧料の徴収に関する業務
利用料金	指定管理者の収入とします。	
指定期間	平成18年9月1日から平成23年3月31日まで(4年7カ月間)	
担当課	産業振興課 (☎46-1378)	歌津総合支所産業建設課 (☎36-3926)